

24高建管第782号  
平成24年10月25日

各 部 局 長  
議 会 事 務 局 長  
公 営 企 業 局 長  
教 育 長 様  
警 察 本 部 長  
監 査 委 員 事 務 局 長

土木部長

入札参加者基準及び共同企業体の特例について（通知）

国土交通省及び県の発注工事に関し、県内の建設業者に対して、平成24年10月17日、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）の規定に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令が行われました。

このことを受けて、県では、当該建設業者に対し、高知県建設工事指名停止措置要綱（平成17年8月高知県告示第598号）に基づき、平成24年10月26日から指名停止の措置を行うこととしました。

これにより、土木一式工事の発注予定額7,500万円以上の工事においては、高知県建設工事競争入札参加者基準要綱（平成19年3月23日付け18高建管第871号副知事通知）に規定する入札参加者基準及び高知県建設工事共同企業体取扱要領（平成16年4月28日付け16高建管第67号土木部長通知）に規定する共同企業体の要件では入札参加有資格者が少数となることとなります。

つきましては、公正で競争性のある入札を実施するため、入札参加者基準及び共同企業体の特例を定め、平成24年10月26日から当分の間運用することとしましたので、その趣旨を十分理解のうえ、適切な運用をお願いします。

## 入札参加者基準及び共同企業体の特例について

### 第1 趣旨

国土交通省及び県の発注工事に関し、県内の建設業者に対して、平成24年10月17日、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）の規定に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令が行われた。

このことを受けて、県では、当該建設業者に対し、高知県建設工事指名停止措置要綱（平成17年8月高知県告示第598号）に基づき、平成24年10月26日から指名停止の措置を行うこととした。

これにより、土木一式工事の発注予定額7,500万円以上の工事においては、高知県建設工事競争入札参加者基準要綱（平成19年3月23日付け18高建管第871号副知事通知。以下「入札参加者基準要綱」という。）に規定する入札参加者基準（以下「入札参加者基準」という。）及び高知県建設工事共同企業体取扱要領（平成16年4月28日付け16高建管第67号土木部長通知）に規定する共同企業体（以下「共同企業体」という。）の要件では入札参加有資格者が少数となることとなる。

ついては、公正で競争性のある入札を実施するため、入札参加者基準及び共同企業体の特例を定めるものとする。

### 第2 入札参加者基準及び共同企業体の特例

- 1 土木一式工事の一般競争入札のうち、発注予定額が7,500万円以上1億円未満の案件については、入札参加者基準要綱第3条第2項第1号の規定に基づき高知県建設工事入札参加資格者名簿において土木一式工事のB等級（以下「B等級」という。）に格付け掲載されている有資格者を参加させることができることとなっている。

この通知の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札公告を開始する発注予定額が7,500万円以上1億円未満の土木一式工事におけるB等級に付す地域要件については、土木事務所の管内とするものとする。

具体的には、「高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所を置く者（平成〇年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者を含み、入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所として認められた者は除く。）」と設定する。

- 2 施行日以後に入札公告を開始する土木一式工事の一般競争入札のうち、発注予定額が1億円以上の案件については、B等級に格付け掲載されている者同士により構成された特定建設工事共同企業体を入札に参加させることができるものとする。
- 3 入札参加資格等の詳細は、工事案件ごとに公告個別事項において定めるものとする。

### 第3 施行日

この通知は、平成24年10月26日から施行する。